平成２３年（フ）第３６８号
沖縄県那覇市松尾１丁目２番13号川村ビル402
債務者　仲本まち子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３５８号
盛岡市盛岡駅前北通７番10―506号
債務者　佐々木潤平
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１９７号
兵庫県明石市二見町福里518―19　しんゆう６―101号室、住民票上の住所兵庫県明石市二見町福里363番地の３　岩佐マンション301
債務者　中川　武彦
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＤ―712号
債務者　中川　　牧（旧姓源）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
神戸市西区桜が丘西町４丁目11番地の７
債務者　益田　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４３号
兵庫県明石市田町１丁目12番９号　プレステージ明石ウエストアベニュー201号
債務者　松江　奈美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
神戸市西区前開南町１丁目５番12―101号
債務者　あさひ鍼灸院こと　川上　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
神戸市西区玉津町高津橋134番地の１　マッティーナ神戸壱番館Ｆ―４号、旧住所明石市東朝霧丘９番13号
債務者　伊庭　征司
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
神戸市西区枝吉５丁目115番地　Ｂ棟
債務者　平井きよみ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
神戸市西区押部谷町西盛566番地の42　市営押部谷住宅１―201号
債務者　井上　　臨
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
兵庫県明石市二見町西二見2109番地の２　アスガルド明石ウエスト310号
債務者　加古　和利
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
神戸市西区糀台４丁目14番地の173、旧住所神戸市西区狩場台３丁目７番地の２　14―402号
債務者　西田　隆幸
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
神戸市西区糀台４丁目14番地の173、旧住所神戸市西区狩場台３丁目７番地の２　14―402号
債務者　西田　有美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
富山県中新川郡上市町柿沢新114番地９、前住所富山県中新川郡立山町石坂48番地
債務者　白川美代子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
富山市布瀬町南１丁目３番地６　カーサラッフィナート202号、前住所富山市小中225番地１　アウスレーゼ小中107号
債務者　水口　　淳
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９３号
千葉県柏市関場町５番32号
債務者　染谷　順子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４９９号
千葉県松戸市五香西２丁目20番地の12　第２あかぎハイツ205号
債務者　伊藤　房代（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部